

# ごみの出し方・分け方 (三豊市豊中町)



- ごみは決められた日の朝8時までに決められた場所に、決められた方法で出しましょう。
- 12月31日～1月3日は収集を行わないため、1月は変更になる場合があります。

収集日		主な品目・品名		注意事項
毎週 <b>月・木</b> 曜日	桑山地区 比地大地区 笠田笠岡地区	<b>燃やせるごみ (可燃ごみ)</b>	生ごみ、紙おむつ ティッシュや汚れた紙など 落ち葉・木の枝など その他 (タバコの吸殻、繊維くずなど) 剪定枝 (指定ごみ袋不要) ※長さ50cm以内、束の太さ30cmでひもで束ねて出してください。1世帯1回につき2束まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必ず「三豊市指定ごみ袋」に入れてください。</li> <li>●生ごみは、家庭で十分に水切りをして出してください。</li> <li>●紙おむつは、汚物を取り除いてください。</li> <li>●生ごみ処理機などを利用して、できるだけ自家処理に努めてください。</li> </ul>
毎週 <b>火・金</b> 曜日	笠田竹田地区 上高野地区 本山地区		三豊市指定ごみ袋	
毎週 <b>木</b> 曜日	桑山地区 比地大地区 笠田笠岡地区	<b>プラスチック製 容器包装</b>	プラスチック製の容器・包装  (プラスチック製容器、発泡スチロール、 ボトル、チューブ、ポリ袋・ラップ・ フィルム、ペットボトルのキャップ・ ラベルなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中身を使い切って、必ず汚れを取り除いてください。</li> <li>●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせないごみ」として出してください。</li> <li>●シャンプー等のポンプ式容器のポンプ部分は「燃やせないごみ」として出してください。</li> </ul>
毎週 <b>金</b> 曜日	笠田竹田地区 上高野地区 本山地区		透明または半透明の袋	
毎月 <b>第3月</b> 曜日	桑山地区 比地大地区 笠田笠岡地区	<b>紙製 容器包装</b>	紙製の容器・包装  (紙箱・紙缶、紙袋、包装紙、 内側が銀色の紙製容器、 カップ・ふた、台紙など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせるごみ」として出してください。</li> </ul>
毎月 <b>第3火</b> 曜日	笠田竹田地区 上高野地区 本山地区		紙袋、紙ひもで縛る 透明または半透明の袋	
毎月 <b>第1水</b> 曜日	本山地区 15区・16区・ 17区・18区	<b>缶類</b>	飲料用、食品用、スプレー缶、 カセットボンベなど  スチール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップは、はずしてください。</li> <li>●中身を使い切って、軽くすすいで水を切ってください。</li> <li>●スプレー缶などは、必ず穴を開けてください。</li> </ul>
毎月 <b>第2水</b> 曜日	桑山地区 (15区・16区・17区・ 18区を除く) 政本・町田・ 土井・宮池		きみどり色のクリーンボックス	
毎月 <b>第2水</b> 曜日	桑山地区 (15区・16区・17区・ 18区を除く) 政本・町田・ 土井・宮池	<b>びん類</b>	飲料用、食品用など (口に入れることが出来るものを入れていたびん)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップは、はずしてください。</li> <li>●中身を使い切って、軽くすすいで水を切ってください。</li> <li>●化粧品・油類のびん、耐熱ガラス製のもの、食器類、窓ガラス、陶器類は「燃やせないごみ」として出してください。</li> </ul>
毎月 <b>第3水</b> 曜日	上高野地区 笠田竹田地区		キャリー	
毎月 <b>第3水</b> 曜日	上高野地区 笠田竹田地区	<b>ペットボトル</b>	飲料用、しょう油、酒類、みりん、酢など  PET	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップとラベルは、必ずして軽くすすいで水を切ってください。</li> <li>●キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。</li> </ul>
毎月 <b>第4水</b> 曜日	比地大地区 (政本・町田・土井・ 宮池を除く) 笠田笠岡地区		青色の回収容器	
毎月 <b>第4水</b> 曜日	比地大地区 (政本・町田・土井・ 宮池を除く) 笠田笠岡地区	<b>燃やせないごみ (不燃ごみ)</b>	陶器製品、ガラス類、 容器包装以外のプラスチック類、 ゴム類、資源ごみ以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●50cm以上のものは「粗大ごみ」です。</li> <li>●ホースなど長いものは50cm未満に切り、ひもで束ねてください。</li> <li>●割れたもの(ガラス類・陶器製品)は、透明または半透明の袋に入れてください。</li> </ul>
年2回 (別途周知)	全域		キャリー	
年2回 (別途周知)	全域	<b>金属ごみ 有害ごみ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なべ・やかんなどの家庭用金属製品</li> <li>●乾電池</li> <li>●蛍光灯・電球</li> <li>●水銀体温計・水銀温度計</li> <li>●使い捨てライター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●蛍光灯・電球は割らずに出してください。(割れたものは、透明または半透明の袋に入れて出してください。)</li> <li>●使い捨てライターは、ガスが残っていても差し支えありません。</li> <li>●品目ごとに分けてキャリーに入れてください。</li> </ul>
			キャリー	

## 持込場所 (市民交流センター駐車場内倉庫)

回収日時	品目
毎月 第2・4 日曜日  午前7時～ 午前9時	金属ごみ
	乾電池
	有害ごみ 蛍光灯・電球
	水銀体温計・水銀温度計
	使い捨てライター
7・12月 第4日曜日	天ぷら油(廃食用油)
7・12月 第4日曜日	新聞・雑誌・段ボール・紙パック、布類

○有害ごみ・天ぷら油(廃食用油)は、開庁時には支所でも受け入れています。

## 粗大ごみ (日曜日はお休み)

対象物	最長の辺が50cm以上のもの
処分手数料	10kgにつき200円 (一部追加料金が必要な場合があります)
持込先	(有)詫間清掃 (☎83-2419)
持込期間	毎月11日～20日(10日間)
時間	午前9時～午後4時

※土曜日と祝日は持ち込みできません。

## 収集できないごみ

事業系ごみ	商店・農業など事業活動に伴って発生したごみ
危険・有害物など 処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、薬品類
建築廃材・ 建築資材	タイル、コンクリート、ブロック、瓦など
家電リサイクル 法対象品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン
家庭用パソコン	メーカーに回収を申し込んでください。

○詳しくは「ごみの分別の手引き」をご覧ください。

## 使用済小型家電

支所内にある回収ボックス(投入口サイズ  
25cm×15cm)で開庁時間に回収しています。

※回収ボックスは小型家電リサイクルのマークが目印です



## リサイクル活動

学校等の回収に協力しましょう!

